

## 第5回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要

### 1 日時、場所

平成22年4月26日（月）14:00～16:00  
経済産業省別館1111号室

### 2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、塩崎委員、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、橋本委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、島田化学物質評価室長、奥村調査官、徳田副主任労働衛生専門官、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上労働衛生専門官
- (3) 傍聴者：計40名

### 3 欠席者

西野委員、山本委員

### 4 議事概要

- (1) 個人サンプラーによる測定を導入について（資料5-5-1～資料5-5-3）
  - ① 個人サンプラーによる測定を新たに導入することについて検討すべき
    - ・ 個人サンプラーによる測定が強制的に導入されることになると、事業者の負担が大きくなることも考えられる。
    - ・ 導入に際しては、事業者が作業内容、作業環境などを考慮して、現行の作業環境測定と個人サンプラーによる測定を事業者が自主的に選択できるなどの柔軟な運用・対応が必要。
    - ・ 欧米は個人サンプラーによる測定が中心である。日本の作業環境測定は、定常的な作業を行う作業場では、有効かもしれないが、場所の移動を伴う作業などについては、作業環境測定だけでは、労働者が実際にどの程度ばく露しているのか分からないのではないかと指摘されている。
    - ・ 作業環境測定は一義的には、施設が適切に管理されているかどうかを確認するのに有効で、個人サンプラーによる測定は、労働者の呼吸域の気中濃度を確認するために有効。

- ② 事業者がリスク評価を行うことに対してインセンティブをつけるべき
  - ・ 個人サンプラーによる測定を導入するにしても、リスク評価の結果、リスクが低いと判定されれば、例えば作業環境測定を年1回にするというような規制緩和の側面がなくは、さらなる管理の向上は進まないのではないか。
  - ・ 測定の結果に基づき、リスクを判定して、特殊健診の実施対象者を選定するような制度はどうか。
- ③ 導入に当たっては、法令、体制の整備が必要
  - ・ 測定・評価方法の整備、個人サンプラーによる測定に対応できる測定士の養成が必要。
  - ・ 管理濃度と許容濃度の関係を整理しておかなくてはならない。
  - ・ 作業内容の記録を行い、ばく露が高い対象者はその原因を分析・改善し、再測定を行うような取り組みが必要。
  - ・ 作業環境測定が、場の測定から個人ばく露の測定に変わった場合、状況が変化していないかモニターする制度、国としてばく露状況を適切に把握する仕組みが必要ではないか。
- ④ 個人サンプラーによる測定のデメリット
  - ・ 測定結果を8時間加重平均濃度で評価した場合、短時間高濃度のばく露に対応できない。そのため、急性中毒の防止に対応できないのではないか。
    - 短時間の測定等を併用することも考えられる。また、測定・評価基準の定め方の問題でもある。

(2) 作業環境測定の結果の取扱いについて（資料 5-6-1～資料 5-6-2）

- ① 測定結果の周知については重要であるが、リスクコミュニケーションの観点から、慎重に行わなくてはならない。
  - ・ 結果を有効活用し、事業者、労働者で共通の問題意識をもつことが重要。
  - ・ 特に測定結果が悪い場合には、慎重に行う必要がある。専門家がリスク低減措置について提案する等、対策の議論を併せて行わなくてはならない。
  - ・ 労働者は、個人サンプラーによる測定の結果に非常に関心を持っている。測定対象者に結果をフィードバックすることは歓迎される。また、測定の結果を保護具等の教育に活用すれば効果が大きく上がる。
  - ・ 労働者も事業者とともに作業改善、環境改善を検討するという考え方をもつと強化すべきではないか。
  - ・ 安衛則 23 条の 2（関係労働者の意見の聴取）との関係の整理が必要。
- ② 50 人以上の事業場では、作業環境測定結果については既に衛生委員会での調査審議事項になっているので、50 人未満の事業場に絞り検討すべきではないか
  - ・ 50 人未満の事業場については、労働安全衛生規則 23 条の 2（関係労働者の

意見の聴取)を活用する方向で周知を図ってはどうか。

③ 個人情報としての取扱い上の配慮も必要。

(3) 局所排気装置の要件等の規制の柔軟化について(資料5-7-1~資料5-7-2)

① リスクに応じた化学物質管理を進めてゆくという大きな方向性に沿って、施策を進めてゆくことが重要

- ・ 特別規則等で、細かくばく露防止措置が決められていては、リスクアセスメントが十分に生かされない。
- ・ 抑制濃度、制御風速は、作業環境測定・評価基準が導入された時点で規制を撤廃すべきであった、との指摘がある。
- ・ 作業環境測定の管理濃度、個人サンプラーによる測定の許容濃度等、最終的に達成すべき数値を決めて、それをチェックするという方法が望ましい。制御風速や抑制濃度は、達成するための手段なので、それに規制をかけるのは適切ではない。
- ・ 事業者、測定士等がより大きな責任を持つという前提で、個人サンプラーによる測定を行い、定量的な評価を行い、安全が担保されれば規制の柔軟化を行うことができるのではないか。

② 規制の手厚さについて

- ・ 労働者を守るためには、二重、三重の規制であっても良いのではないか。今まで罰則がついていた規制を無くす、緩和するというには、納得できる根拠が必要。
- ・ 適切にリスク評価を行い、その結果に基づいて、適切なリスク低減措置を実施するというのは十分納得のゆく根拠となるのではないか。

③ 有機則の特例許可を、特化則、鉛則にも広げることが出来ないか。

- ・ 特例許可を受けている事業場の業種、規模等の傾向を調べてほしい

④ 局所排気装置の排気の屋内還流について

- ・ 電気・電子業界でのクリーンルームでは屋内の空気は大部分還流させている。非常作業、臨時作業等を含めた局所排気装置の稼働実態を把握する必要があるのではないか。
- ・ リアルタイムセンサーの設置を要件にしてはどうか。

(4) 局所排気装置以外の発散抑制方法の柔軟化・性能要件化(資料5-8-1~資料5-8-2)

① リスク評価を行い、その結果リスクが低いということとなれば、導入してはどうか。

② 新規の発散抑制方法の開発・導入には、経済的な負担が相当大きい。事業者

インセンティブをつけなくては導入が進まないのではないか。国が技術開発支援などを行い、導入事例を紹介していくことが必要。

- ③ 光触媒は分解速度が遅く、また、2次生成物の有害性も考慮しなくてはならない場合があるので、扱い方が難しいケースもあるが、それがクリアできれば作業環境濃度抑制法として有効な方法の一つである。

(5) その他のご意見

- ① 事業者のリスクに応じた適切な措置の実施を支援するため、例えば産業保健推進センターなどのように、各都道府県に相談窓口的機能を果たすセンターを設けてはどうか。
- ② 安全衛生の専門家といってもパフォーマンスに差がある。専門家の育成も重要。